

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和2年3月6日（金曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和2年3月6日(金)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前 9時00分

・休憩 午前 9時32分

・再開 午前 9時33分

・休憩 午前 9時44分

・再開 午前 9時45分

・休憩 午前 9時46分

・再開 午前 9時47分

・休憩 午前 9時54分

・再開 午前 9時55分

・休憩 午前 10時31分

・再開 午前 10時32分

・休憩 午前 10時33分

・再開 午前 10時38分

◎閉会 午前 10時38分

4. 出席委員名

委員長 栗原恵子

副委員長 戸張光枝

委員 武藤倫雄、上野尚徳、大沢 淳、佐藤弘一、青木久男

議長 村山正弘

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 嘉無木栄 局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 大熊 聡

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監
小島健司、都市建設統括監 石村典也、会計管理者 辻本一也、教育次長 中村知
義、企画課長 石田勝夫、総務課長 増田喜一、生活安全課長 鳥海 博、生活安
全課主幹 前田 廣、税務課長 大津真琴、収税課長 今野茂美、住民課長 本多
史訓、福祉課長 松田 正、子育て支援課長 瀬尾奈津子、保険医療課長 小林美
雪、保険医療課主幹 影山 歩、環境対策課長 久木 正、アグリ推進課長 秋山
雄一、土木課長 中本雅博、都市計画課長 安田昌利、教育総務課長 渡邊研一、
生涯学習課長 秋元和彦

開会 午前 9時00分

○栗原恵子委員長 おはようございます。

新型コロナウイルス対策でお忙しい中、執行部の皆様方、また、委員の皆様方にご参集頂きまして、ありがとうございます。

皆様にご協力頂きながら、議事が簡潔にいくよう努めてまいりたいと思います。

また、マスクを着用しておりますので、発言の際はマイクの近いところでよろしくお願いいたします。

ただいまから総務建設産業常任委員会を開会します。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したいとの申し出は、今のところありません。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申し出があった場合は許可しないこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○栗原恵子委員長 異議なしと認め、申し出があった場合は許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶を頂きたいと思います。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は総務建設産業常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

今、委員長のほうから話がありました新型コロナウイルスの関係ですけれども、今日の埼玉新聞には、若干出ておりました。上尾市にお住いの武南警察署の職員、埼玉県庁の人が感染したと、お二人が感染したということですが、気になっておるのは、東武バンケットホール上尾で行われた高校の同窓会に参加されていたということで、まだ分かりませんが、伊奈町の人が行ってなければいいなと、思っているところでもあります。

そんな中で、昨日、第3回目の対策会議を開催しました。1階の住民課の職員が一番接するわけですので、あそこの部署が一番かかりやすいと思ひまして、いち早くマスクをしろということで、マスク対策はさせていただいたりしております。そういう中で、万一職員に出たら、1階は、もう機能は駄目だと思っております。

万一の場合に備えて対応しなくちゃということで、会議を重ねております。そうしたときには、住民票の受付、印鑑証明を出す、そういう作業をするのはゆめくるしかないぞとすることでの対応を今やろうとしております。そういう中で、住民課の職員が駄目になった場合は、住民課の経験のある職員が、ゆめくるに行くしかないぞという段取りであります。要するに、危機管理をしっかりと、そういう場合が起きたときに、誰が行くかということをし

なければならないということでもあります。今、各課で人員を把握して、どういう対応をするかということをやっております。

ですから、万一の場合に備えて、住民課だけではありません。毎日の生活はクリーンセンターもそうです。消防も救急もそうです。ですから、これらについてもどういう対応をするか、しっかり対応をするように段取りをしなければならんと、こういうことでもあります。ですから、その作業を今、進めているところであります。

そんな中がございますので、また、議員の皆さん方にも、ぜひアドバイスを頂いて、しっかり全員でこの対策をしていかなくちゃならないということを改めて思っているところでございますので、ご指導ご鞭撻を頂きますように、よろしくお願い申し上げます。

今日は、総務建設産業常任委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。しっかり答えたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○栗原恵子委員長 当委員会に付託された案件は、議案8件です。

これらの議案を一括議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での調査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑の際は、ページ数をお願いいたします。

初めに、第5号議案 令和元年度伊奈町一般会計補正予算（第9号）の所管事項について、質疑を行います。

7ページから9ページの第2表、繰越明許費、第3表 地方債補正及び12ページから14ページまでの歳入について、質疑のある委員は挙手願います。

大沢委員。

○大沢 淳委員 13ページの教育費国庫補助金、これの採択の見通しについて教えてください。

○栗原恵子委員長 教育総務課長。

○渡邊研一教育総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

この補助金につきましては、昨年12月に国で閣議決定されました、GIGAスクール構想の実現に向けて国が掲げる、令和5年度までに児童1人1台の端末を整備、それから、高速大容量の通信ネットワークを。

○大沢 淳委員 採択の見込みだけ。

○栗原恵子委員長 採択の見込みをお願いします。

○渡邊研一教育総務課長 国から、今回3月補正をして、繰越明許で令和2年度中に校内L A

N整備を行うと、対象事業費の2分の1の補助金が得られるというものでございますので、採択は得られると思います。

以上です。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 では、国で全国的に自治体からのこうした申請に対して、十分な予算を確保しているという理解でよろしいのでしょうか。

その後、これはLANだけ整備してもしょうがないわけで、6月議会で端末のほうの整備も補正で予定しているということなんですが、そちらも十分予算確保されているのかを教えてください。

○栗原恵子委員長 教育総務課長。

○渡邊研一教育総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想の中で、国の予算が令和2年度分につきましては、約2,000億円の国庫補助金というものが設けられておりまして、その中で、今回補正することで、Wi-Fiについては大丈夫と、パソコンについても、令和2年度から令和5年度までの間、補助金が受けられるというシステムになっておりまして、6月補正において、パソコンについては順次整備していくということで考えております。

以上です。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

第2款総務費、15ページについて、質疑のある委員は挙手をお願いします。ただし、第3項戸籍住民基本台帳費は除きます。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 よろしく申し上げます。

土木費ともリンクするんですが、この基金積立金のところで、財政調整基金積立をこの補正で4,388万円一般財源から増とするということなんですが、これらの基となる見受けられるのが、18ページ土木費の中で、財源内訳の変更というのがところどころにありまして、こちらを見ると、もともと一般財源で手当されていたものが、地方債を発行して、手元現金を残していくというように見受けられます。教育費にも出てくるんですが、それらをざっと

計算していくと、2,900万円超という金額が地方債に一般財源から付け替えられていると。それで、現金を基金に積み立てるという作業がなされているようなんですが、地方債の発行要件等々を鑑みたときに違和感があるんですが、これらの理由と、正当な根拠とといいますか、そういうのを教えてください。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○石田勝夫企画課長 ただいまの武藤委員のご質問にお答え申し上げます。

基金の積み立てに関する部分の町債等の取扱いかと存じますけれども、今回起債額の補正予算につきましては、新たな起債対象となったICT教育環境整備をはじめ、各事業の事業費の確定に伴う増減でございまして、町債の補正額でこちらに記載ありますとおり、1億200万円の増額となっております。増額幅としましては、大きくなっておりますけれども、こちらの中には、来年度に繰り越すICT教育環境整備の7,590万円がございますので、それを除きますと、2,610万円ほどの増額幅が、まず前提にございます。

予算に際しましては、事業の適債性及び、今年度の財政負担を配慮いたしまして、充当率、交付税の算入率等を検討した上で、起債を的確に見込んでいるところでございます。

そうした中で、起債の増額になったことにつきましては、大きく分けて2つございます。1つ目といたしましては、当初見込んでいた起債より、より充当率の高い有利な、例えば埼玉県ふるさと創造貸付金が借りられたこと、2つ目といたしまして、新たな起債のメニューが追加になりまして、充当率及び交付税措置がより有利なものがございましたので、そちらに変更したということがございます。これらによって、結果的にはございますけれども、起債額が増額になったもので、意図的に一般財源を増やすということではございません。

それともう一点、基金の関係でございまして、財政調整基金と今回公共施設整備基金、こちらの積立てを合わせまして、2億1,388万7,000円というふうに増額させていただいておりますけれども、積立てという形になっておりますけれども、こちらの要因といたしましては、個人町民税、固定資産税の増額分が1億800万円、延滞金の増額分、これが1,800万円、中部区画整理事業特別会計繰出金の減額分、これが4,701万1,000円、起債のあった増減に伴うものにつきましては、一般財源の減分といたしまして3,590万3,000円ほどございますけれども、そうしたものによるものでございます。

地方債の発行に当たりましては、基本的に適債性のある事業に対して、将来世代、そちらのほうの負担の平等化、平準化につきまして、そういう部分を図るとともに、過度に将来の負担が生じないよう補助金等十分活用して、地方債の発行に努めているところでございます。

ので、よろしくお願ひいたします。

○栗原恵子委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 特別有利な債権があるからということでした。

私が危惧しましたのは、借入れをして、手元現金を残すという、これが何か手法的なものになってしまいますと、職員の方、皆さんが取り組んでいただいている経済観念ですとか、コスト意識の醸成の妨げにもなり得るのではないかと思つて、質問させていただきました。ありがとうございました。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 15ページの基金積立金、財調と公共施設の割振りについて、どういふ考へに基づいて行われているか。財調を適正額程度にしつつ、残つたら公共施設みたいな感じなのか、例へば公共施設に関しては、今後役場庁舎の建て替えとか課題になっていますので、その辺も意識して多く積み立てたりしているのか、その辺の考へ方を教えてください。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○石田勝夫企画課長 ただいまの大沢委員のご質問にお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、まず、財政調整基金、こちらについては、財政適正規模ですか、こちらのほうで、おおむね伊奈町ですと8億円前後となっていますので、そちらのほうをめどとしまして、まず積み立てる。残りの部分は、将来的な部分がございますので、公共施設整備基金に積み立てるといふことで、今回は調整させていただいたところでございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 公共施設整備基金なんですが、広く公共施設という言い方をしているんですが、今後役場庁舎の建設に向けて基金を設ける予定があるのか、もしくは、この公共施設を活用していくのかを、現在分かっている考へ方を教えてください。

○栗原恵子委員長 企画課長。

○石田勝夫企画課長 委員のご質問にお答えいたします。

今現在のところでの答弁とさせていただきたいと思うんですけれども、現在のところ、新たに基金を設けるといふ形には検討至っておりませんので、公共施設整備基金を活用しまして、そういう部分の大規模な建設費については、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ありませんので、次に移ります。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目総合センター管理費、16ページについて、質疑のある委員は挙手願います。

ありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ありませんので、次に移ります。

第5款農林水産費、17ページから18ページについて、質疑のある委員は挙手願います。
ありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

第7款土木費、18ページから19ページについて、質疑のある委員は挙手願います。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ありませんので、次に移ります。

第10款公債費、21ページについて、質疑のある委員は挙手願います。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ありませんので、次に移ります。

地方債調書、22ページについて、質疑のある委員は挙手願います。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ありませんので、質疑終わります。

続いて、討論を行います。

所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第5号議案 令和元年度伊奈町一般会計補正予算（第9号）うち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第5号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案 令和元年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑のある委員は挙手願います。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第7号議案 伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第7号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑のある委員は挙手願います。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 お願いいたします。

今回の条例改正の内容なんですが、特別職の明確化ということで、これらの条例制定において、参考とされた通達であるとか、指針とか、例規などがあったのかどうか。それから、今後班長、組長の手当相当分を区費として交付するという制度に変わるということでありましたが、これら、当然町としては班長、組長に区から支払われることを期待されてのことかと思えます。ただ、その支払いに関する規定といいますか、この支払われるかどうかというのが、今後は区それぞれの判断になっていってしまうのか、それとも、それぞれの区で統一的な規定を作ってもらうなどの整備があるのかどうか、この2点についてお伺いします。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問のうち、今回の条例改正の参考資料等につきまして、ご回答申し上げます。

タイトルのとおり、今回の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う町の条例に影響を受ける部分についての改正でございますので、基本的には地方公務員法と地方自治法の改正部分について国からのガイドラインとか、そういった資料を参考にしております。また、会計年度任用職員の取り扱いにつきましては、国の取扱規定がございますので、そちらのガイドライン等を参考とさせていただきます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 生活安全課長。

○鳥海 博生活安全課長 組長、班長手当につきまして、お答え申し上げます。

今回の区長制度の改正に併せまして、従来の手当相当分を区運営費補助金に上乗せした形で、区に交付させていただきます。使い方につきましては、区の実情に合わせて、区が判断するものと考えております。区から手当として支給する場合には、現行の歳出基準を目安として示しております。なお、今年度で開催した数回の区長会において、区長への説明を行っており、了承いただいております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 では、区の判断ということで、当初は当然区長会でもんだことだから、そうであろうということですが、先々、例えば支払わずに違うことに使うということも、想定内ということによろしいのでしょうか。

○鳥海 博生活安全課長 ご質問にお答え申し上げます。

今年度数回、区長会で打ち合わせた内容としましては、組長、班長へ謝礼として支払っていくということで、区長は理解していると思っております。今後もその体制で行くと思っております。

以上でございます。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

○栗原恵子委員長 武藤委員、いいですか。

ほかにありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 同じく区長の報酬が今度報償金に変更されるということで、具体的にどこか

の区で、どのぐらい実際に区長が受け取る金額が変わるのかという例を試算していれば、その例を1つ、2つで結構なので、なるべく影響の大きいところで知りたいんですが、教えてください。

○栗原恵子委員長 生活安全課長。

○鳥海 博生活安全課長 ご質問にお答え申し上げます。

12月の区長報酬支払いで例えますと、一番大きな世帯数の区が、小針内宿区になります。あくまでも参考になりますが、現行ですと、約200万円の支払いになります。変更になった場合は、年間が約130万円になりますので、約70万円の差がございます。また、一番小さい世帯数の区が光ヶ丘区になります。光ヶ丘区につきましては、年間約25万円です。変更後、年間約24万円になりますので、約1万円の差となります。以上が区長報酬関係になります。

○大沢 淳委員 いや、区長報酬だけなので。

○栗原恵子委員長 区長報酬だけでよろしいそうです。

○鳥海 博生活安全課長 分かりました。失礼しました。

○栗原恵子委員長 大沢委員、ほかにないですね。

○大沢 淳委員 いいです。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 2点ほどお伺いします。

まず、区長手当ですけれども、私も大分前に区長をやったことがあるんですけれども、この区長の報酬というのは、区によって相当何か扱いにばらつきがあるようなところが、区によって、区長報酬が区長の手に入らないようなところもあったように聞いているんですけれども、そういうところというのは、町では掌握しているんですか。また、今後そういうことを、要するに統一的なことにやっていくんでしょうか。

○栗原恵子委員長 生活安全課長。

○鳥海 博生活安全課長 ご質問にお答え申し上げます。

区長の手当につきましては、区長個人の口座へ振り込んでおりますので、基本的には、区長の手元へ入っていると理解しております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 そうであってほしいんですけれども、何か自治会のほうで、横取りとは言いませんけれども、預かって、そちらのほうの勘定でやっているというところはないで

すね、そういうところは。確認させてください。

○栗原恵子委員長 生活安全課長。

○鳥海 博生活安全課長 ご質問にお答え申し上げます。

町には、そういう話は、区長から伺っておりませんので、ないものと理解しております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 それじゃ、杞憂だったかもしれません。また、改善されているのかもしれませんが。

もう一点は、会計年度任用職員で、今度いろいろな福利厚生等が職員並みになるということなんですけれども、いいことだけではなくて、職務専念義務というのが発生するというところで、この条例のところに書いてあります。

職員の皆様、第1号、第2号が教育職ですか、第3号が消防職、職務専念義務というのは、どういふのか見させていただきましたら、私は、憲法を遵守し、法令等に従い、また、職務専念ですね、することを誓いますというような念書を出すというふうになっております。

この会計年度任用職員の公募、そういうような職務専念義務が生じるということなんですけれども、ここの条例のところでは、第1号、第2号、第3号と同じようではなくて、町長が別に定めることができると書いてあるんですね。ですから、これは幾らか簡易的なものを想定しているのか、私の考えでは分からないので、お伺いしたいんですけれども、別段の定めというのは、どんなものなんですか。お願いいたします。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

宣誓書の内容は、今委員ご指摘のとおりでございます。そのとおりでございます。その趣旨は変わりません。この条例の2条のところにあるんですけれども、新たに職員となった者、会計年度任用職員も新たな職員となった者に該当するんですが、現在は任命権者、または任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書を署名しなければならないと書いてありまして、通常、毎年新採用職員が町でも採用されるんですけれども、多くても十数名でございますので、この条例のとおり、宣誓書の署名を面前でしていただけるんですが、会計年度任用職員となりますと、特に令和2年の4月からが初年度でございます。数百人が対象となりますので、それは物理的に難しいというところで、その部分について、もう少し簡略化するというところで、別段の定めとさせていただきます。お願いいたします。

以上でございます。

○青木久男委員 それを聞いている。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かっている人は分かっているんでしょうけれども、その別段の定めというのを聞いている。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

すみません、言葉が足りなくて。

別段の定めというのは、本来の趣旨は、任命権者の面前で行うんですが、それぞれの募集する課の所属長、またはその所属長が定める職員の前で署名をしていただいて、職務に当たっていただくという意味でございます。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。仰々しくやらないということなのかなと思ったんですけども、それにちょっと近いのかなという気はするんですけども、だからといって、その署名が軽いものではないということの理解でよろしいですね。

結構です。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第17号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第17号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案 伊奈町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、
質疑のある委員は挙手願います。

ありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第19号議案 伊奈町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、原案の
とおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第19号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案 伊奈町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例について、質疑のある委員は挙手願います。

上野委員。

○上野尚徳委員 よろしくお願ひします。

参考資料のほうの第2条の1から5まであるんですけども、まず、現状ある1から4ま
での団体に実際今派遣されているのか、また、派遣されているとしたら何人ぐらい派遣され
ているかということが1点目。

2点目は、この今回の1から5までの団体の中のこの給与体系が、町から給料が支払われ
ているのかどうかということをお伺ひします。

それと、今回伊奈町商工会と具体的に出ているんですけども、何かそういう予定がある
のかなと思うんですけども、もし、派遣される場合、こういったポストで派遣するような

ことになる予定なのか、考えがありましたら、お願いします。

○栗原恵子委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時33分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、派遣されている職員の数でございますけれども、現在1号の社会福祉協議会のほうに2名、町村会にはございません。シルバー人材センターには1名、観光協会に1名、計4名がそれぞれの団体に派遣されております。

給与の関係なんですけれども、町からの補助金というんでしょうか、そういったもので職員の給料は賄っております。

次に、商工会のポストなんですけれども、商工会から要望書を頂いております。そちらの中では、参事職相当職ということでご要望を頂いております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 参事ということだったんですけれども、参事というのは、今の例えば商工会でいうとどの辺のポジションになるのか、もし分かれば教えていただければと。

○栗原恵子委員長 暮らし産業統括監。

○藤村伸一暮らし産業統括監 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

参事職と申しますと、一般的にはスタッフ職ということになりまして、特定の業務をやっ
ていただくというのがメインなことになるかと思っておりますので、町とのパイプ役として、そう
いった特定の中小企業とか、そういったものとの調整だとか、実際の内情の調査とか、そう
いったことをやっていただくというポジションですので、一般的にはある程度の役職がある
んですけれども、特定のことをやっていただくといったようなイメージです。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 参事職、スタッフということなんですけれども、町から派遣する予定の参事

職の方というのは、まだ定年前の方なのか、定年を終わった後の再任用の方が行くような形で考えているのか、お聞かせいただければと思います。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

人事の関係でございまして、その今ご質問のあった部分につきましては、現在調整中でございますので、ご了解いただければと思います。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 上野委員。

○上野尚徳委員 ありがとうございます。

補助金からの給料の話なんですけれども、今回商工会にまだ行っていないということなので、もし行くようになったとしたときに、今、補助金を出している金額の中で給料をやりくりすることになるのか、それとも補正等を組んで、新たにその給与分をまた補正などで賄うようになるのか、お聞かせいただければと思います。

○栗原恵子委員長 暮らし産業統括監。

○藤村伸一暮らし産業統括監 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今回条例を上げるということもございまして、当初予算にその分の人件費は上乗せする形で、予算は要求させていただいているところです。

以上です。

○上野尚徳委員 ありがとうございます。

○栗原恵子委員長 次、大沢委員。

○大沢 淳委員 今、ずっと議論があったんですが、結局のところ、なぜこのタイミングで、今までしていなかった商工会の派遣をするようになったのかというところについて、よく説明をお願いしたいと思います。要するに、給与も町が支払うわけですよね。今、何となく話を聞いていると、参事と聞くと、7等級って思ってしまうのだけれども、そうではなくて、恐らく再任用なのかなと何となく思うんですけれども、いずれにしても、町がやはり給料を負担するわけですから、どうして派遣しなければならないのかというところを、提案理由には町の商工業振興の活性化とありますが、それは当然のことなわけで、そこも詳しく説明をお願いします。

○栗原恵子委員長 暮らし産業統括監。

○藤村伸一暮らし産業統括監 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

以前から商工会からは、町との連携を図りたいということで、要望はございましたが、なかなか人事の関係で派遣できなかったという状況がございます。そんな中で、町といたしましても、来年度から中小企業振興、小規模企業の基本条例というのを制定するというようなことを考えておりました、その中で、やはり商工会と町が連携して、中小企業、そういった方々の振興を図らなければならないんじゃないだろうかということになりまして、実際に職を1人配置して、町内の事業所に出回って、実際中小企業の状況を把握して、その状況を把握した中で、どういったことが商工会、町として支援できるんだろうか、そういった伴走型というんですけれども、実際その事業所に適した対応ができるようにということで、まず、職員を1人派遣して、そういう対応を取っていかうというように考えまして、今回の条例に至ったところでございます。

以上です。

○大沢 淳委員 分かりました。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 お願いします。

ここの2項の説明、よく分からないんですけれども、この派遣される職員で、括弧が2つも3つもあるんですけれども、はっきり言って何を言っているんだか分かりやすく教えてください。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

参考資料第2条第2項の職員のことかと思っておりますけれども、1号から5号までございまして、この2項につきましては、2条の1項で定めている各号に定める団体に派遣できる職員について規定しております、例えば1号では、臨時的に任用される職員は、これ、派遣できない職員が1号から5号までに規定されておりますので、臨時的職員ですとか、条件付採用の職員ですとか、そういったものについては派遣ができませんので、実際に派遣できる職員というのは、通常私たち正規の職員という意味でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 臨時的職員という言い方で、そういうのは駄目ですよという話なんですね。再任用ならいいということの理解でいいんですね。分かりました。

それで、先ほども委員から質問がありましたけれども、第2条1項のところ、今まで派遣していた実績があるわけなんですけれども、答弁があったのか何か分かりませんが、

2は、埼玉県町村会は別として、1、3、4は、どのような役職で入ったのか、あるいは入っているのかお伺いしたいと思います。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

社会福祉協議会には、事務局長1名と保健師の職員が障害のある方の作業所で保健師として指導しております。3号のシルバー人材センターには、やはり事務局長1名、4号の観光協会には、4級職の職員が1名派遣されております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 はい、分かりました。

そして、それぞれの担当課、統括があるわけですが、任命権者は、その担当する統括監ということよろしいですか。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

任命権者は町長でございます。例えば社会福祉協議会であれば、所管する福祉課付での派遣になっておりますし、シルバー人材センターにつきましても、福祉課付の派遣になっておりますし、観光協会につきましても、元気まちづくり課付の派遣となっております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 堅いこと言うわけじゃないですけども、町長はそういう人に対する任命というのはあるんですか。ちょっとそこら辺をお伺いしたいんですけども。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この公益団体の派遣につきましては、派遣法による派遣でございます。職員の身分は、任命権者である町長の下で働いておりますけれども、町長の命により、それぞれの団体に派遣されて、それぞれの場所で業務をするということでございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 みんな町長の命であると思うんですけども、派遣するときは辞令を出すと思うんですけども、辞令の署名人は誰なんですか。

○栗原恵子委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

町の職員でございますので、派遣の辞令は町長の命での派遣辞令になります。その辞令の交付になります。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 今回の青木委員と絡む部分かも知れないんですけども、今回の派遣で、今回というよりも今までの派遣もそうなんですけれども、基本的には、町から補助金という形で給料が出ているということもあるので、町の思いをしょって向こうに行って、それを成し遂げるために派遣されるというような、大まかにいうとそういうニュアンスの解釈でいいのでしょうか。

例えば、先ほどの商工会の話でいうと、小規模企業振興基本条例だとか、そういったものを円滑にまとめることを目的として派遣しますよと。それは、先方にも理解してもらって、そういうところも含めて、町から補助金を出して、あくまで町のために派遣するというような解釈として捉えてよろしいのでしょうか。

○栗原恵子委員長 町長。

○大島 清町長 いろいろご意見を頂きまして、ありがとうございます。

基本的に、今回伊奈町商工会を派遣先の一つの項目に入れさせていただき、今議会でいろいろご質問が出て、工場の誘致の問題もそうですし、まだ、町はその工場をしっかりとした形で誘致していないじゃないかと、いろいろなご意見も賜りました。

今、工業施策が少しそういう意味では遅れております。それも自覚をしております、工場誘致をしっかりとやりたいというのがございます。そういう中で、中小企業基本条例を今回作るという作業を進めておりますけれども、いわゆる商工業者と行政というのが、今はそんな深いつながりはないんですね。これ、圧倒的に商工会のほうが強いわけでありまして。そういう中で、行政が地元の企業ともう少し連携を取らなくちゃという部分があります。

周りを見ますと、駒崎の、あるいは、あそこは高虫の工業団地の話もいろいろと出ておりますけれども、そういう中で、企業は5,000坪の工場専用地域ありませんかとか、そういう希望が結構あるんですね。それをやらないで、ずっと今日まで来ておりますけれども、工業専用地域を作ることについては、また非常に難しい部分がありますが、これもしっかり取り組まなくちゃいけないということでもあります。いわゆる工場のニーズを行政がいかに捉えるかということが、今回のこの条例の一つでもあります。

ですから、そういう意味では、地元の商工業、工業の人たちのニーズをしっかりと捉える役をやってもらうために派遣をする。それが、工場、いわゆる地区外の人たちのニーズも捉える、これが大事であります。地区内、そして地区外の人たちの工場を誘致する、希望を聞くということが大事だなと思ひまして、その仕事をやってもらうということにしようというふうに思っております。

ですから、地元の企業のニーズを聞くこと、そして、地元以外の大手工場のニーズをしっかりと捉えること、そして、それが伊奈に誘致ができればいいなというふうに思っております。それは町をまさに活性化することにもなってまいりますので、どうしてもやらなければならない仕事だと思っております。

工業に限らず商業もそうでございますけれども、ほかの建設業についてもそうですが、それらのニーズをしっかりと行政として聞くということが、大事だなと思っております、それらにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんか。

上野委員。

○上野尚徳委員 最終的には、町の総合振興計画を実現するためにということにつながってくるのかなと理解しておりますので、派遣した方、商工会だけでなく、派遣した人たちともしっかり、また、町として連携取っていただいて、最終的に町が派遣していくように、また、いい派遣という形になるようお願いしたいと思ひます。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第20号議案 伊奈町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第20号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案 伊奈町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある委員は挙手願います。

武藤委員。

○武藤倫雄委員 よろしく願います。

今回の条例改正の理由としては、単身高齢者の負担軽減ということであつておられます。また、近年、外国人の方も多く我が町に住まわれるようになってきて、それらの方々が福祉を受けやすくなるという制度設計、非常にすばらしいものかと思つています。連帯保証人の要件をなくすということで、金銭給付による債務以外の債務の履行に関しては、制度設計にまだ検討の余地が十分にあるのかなと思つていますが、それらはひとまず置いておいて、大前提としてまずお聞きしたいのが、現在の町営住宅12戸あるわけですが、これらについては、今現状、空室が埋まらないような状況にあるのか、もしくは、その他町営住宅として利用する戸数を増やすご予定があるのかどうか、お願いいたします。

○栗原恵子委員長 都市計画課長。

○安田昌利都市計画課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

町営住宅は12戸ございまして、現在空室が2部屋ございまして。今年度抽選の申込み受付をしまして、4世帯の方が申し込みされ、現在、入居の準備を進めております。2部屋空いておりますので、抽選順に入居の手続きをしましてまいりますが、2世帯の方は入居いただけませんが、1年以内を有効として、空室がでた場合には、入居いただけますので、ご案内してまいります。町営住宅につきましては、空室はほとんどないような状況でございます。

今後、町営住宅を増やすことは、財政的にも厳しいものがございますので、引き続きこの12戸で運営したいと考えております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 武藤委員。

○武藤倫雄委員 ありがとうございます。

この町営住宅、たしか2DKか2LDKか、どちらかというとな家族向けの住宅で、各種条例施行規則等を見ますと、世帯所得が規定を超えたら退去して、次の方へその福祉策をお譲りくださいというような制度設計になっているかと思つています。

現在、毎年、毎回抽選になるような応募状況にある中で、この募集の門戸を多く広げる、すばらしいことなのですが、実行した場合に、結果として、ただ競争率が上がってだけにならないのか。供給戸数が増えれば、もちろんいいかと思うんですが、競争率が上がることによって、これまで期待していました、言葉があれかもしれないですけども、生活が困窮しているご家族が暮らして、一定の収入を得たら、卒業していってもらおうという、そのルーチンの中に、これまでそのルーチンの中で救われたかもしれない人が、競争率は上がっていくと。失礼ながら単身の高齢者の方で、例えば年金でお暮しになっている方が、今度対象になってくれば、そういった方たちは、どちらかという、つい住かになることもあるのかなと。そうした場合に、この福祉のこの世代間の流動性というんですか、そういったものが、膠着していくのではないかなということに危惧しています。

なので、今戸数を増やす計画はないんだというようなお言葉だったんですけども、町内の空き家を活用して、単身者のシェアハウスを町営でやるとか、例えば空き室が目立つアパートとかを借り上げて、それをあてがうとか、何かせっかく門戸を広げて困っているニーズに応える制度にしていくので、ハード側もそれに対して対応できるような検討を添えていただきたいと要望させていただいて、終わりとしたいと思います。

答弁は要りません。

○栗原恵子委員長 ほかに。

青木委員。

○青木久男委員 お願いします。

この条例の提案理由について、単身高齢者等の負担の軽減と、それからもう一つ、民法が改正されたため、所要の改正をするものだとなっているんですけども、民法の改正部分と、この民法が改正されたこととこの条例のどこがリンクしているのか、お伺いします。

それから、第31条敷金を徴収することができるという条項ですけども、できるんですから、しなくてもいいんですけども、実際は3月分の敷金を預かっているのかどうか、実際どうなっているのかをお伺いします。

それから、32条ですね、町営住宅共同施設の修繕に要する費用で、旧のほうが対照的に書いてありますけれども、畳の表替えとか、そういうのは個人の負担ですと、いいんですけども、今度は、町長が入居者に負担するものとして定めたものとはあるんですけども、この定めたものというのは、どういうものが該当するのかをお願いします。

○栗原恵子委員長 都市計画課長。

○安田昌利都市計画課長 ただいまの委員のご質問に順次お答え申し上げます。

まず、民法改正に関わる内容でございますが、こちら、全て民法改正に絡むことなのですが、主に31条、敷金の関係ですけれども、民法の債権法の改正の中で、敷金の取扱いについて明記されております。敷金は賃貸借が終了して、賃貸物を返還受けたときに、貸主である町は、賃料などの債務の未払い分を差し引いた残金を返還しなければならないことになりました。したがって、その敷金につきましては、3か月分預かっておりますが、相手方から家賃の未納分を敷金に使ってくださいということに対しては、受け入れられないという内容を明記させていただいております。

また、32条につきましても、民法の修繕費用の負担について明記されております。修繕費用につきましては、町はその方が通常使われていた損耗費と経年変化で汚れた部分につきましては、町の負担で直します。しかし、故意にぶつけたもの、引っ越しのときにぶつけた壁などの、修繕部分については、個人のご負担にさせていただくこととなります。

あと、54条第3項の年5分の割合、こちらも民法で法定利率を定めており、現条例では5分とされておりますが、今後、市中の金利に合わせ弾力的に金利を定めてまいりますので、今回条例の中では、法定利率と明記をさせていただきます。

あと、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものでございますが、こちらにつきましては、過去の例では、例えばエアコンの室外機の穴のキャップがなくなってしまうと、その部品をご負担していただくとか、その方が住まわれたときに、インターネット回線をつないだ線を除却するとか、そのようなものにつきまして、入居前の確認と退室後の確認の中で、負担される部分について、国交省のガイドライン等に照らし合わせて定めます。これは町との方との申合せによって、定めているものでございます。

以上でございます。

○青木久男委員 敷金は。

○栗原恵子委員長 都市計画課長。

○安田昌利都市計画課長 すみません、ただいま答弁漏れがございました。

敷金は、家賃の3か月分を受け取っております。駐車場の費用につきましても、3か月分を受け取っております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

この条例のメインとすることは、連帯保証人が要らなくなったというところが大事だなと思うんですよね。2人の連帯保証人をつけるというのは、大変なことですよね。そうそう軽く引き受けてくれる人は、恐らくいないんだと思うんですよね。もちろん、家賃のことだけについての連帯保証でしょうけれどもね。これ、一般のものまで含むような連帯保証なんて、到底あれですけども。実際そういうものを保証人になってくれる人というのは、民生委員とかそういう方をお願いしているのが実態なんでしょうか。今度なくなるんだからいいんですけども、今まで連帯保証人はどういう方が2名なっておられたかのかということをお聞きしたいと思います。

○栗原恵子委員長 都市計画課長。

○安田昌利都市計画課長 現在住まわれている方の連帯保証人ですが、ほとんどが親族の方が連帯保証人になっていただいております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 了解しました。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第29号議案 伊奈町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第29号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案 伊奈町水道事業の設置等に関する条例及び伊奈町監査委員条例の一部

を改正する条例について、質疑のある委員は挙手願います。

ありませんか。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第30号議案 伊奈町水道事業の設置等に関する条例及び伊奈町監査委員条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第30号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案 町道路線の認定について、質疑のある委員は挙手願います。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 教えていただきたいんですけども、この町道認定、工事請負者というんですか、請負業者と施工業者が分かったら教えていただきたい。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度、工事をやらせてもらっているんですけども、請負業者は工事業者と同じでして、工事の請負業者に関しましては、株式会社内田組伊奈支店でございます。

○佐藤弘一委員 施工も内田組ですか。

○中本雅博土木課長 工事の施工を内田組がやっております。

以上になります。

○栗原恵子委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 落札した請負業者と施工業者が、同じということの理解でよろしいですか。

[発言する人あり]

○佐藤弘一委員 言っていることの意味は、よく元請は、下請とか孫請であるじゃないですか。その確認なんで、業者さんはどこですかってお尋ねしたんですね、1点は。

もう一点、それはお願いなんですけれども、結構住宅地で、4トン車のダンプ、土とか積んで、結構40キロぐらい飛ばしているんですね。あれ、危ないと思うんで、指導、行政からしていると思うんですけれども、これからもまた工事がありますから、そういう点きちんと安全策を取るのかということです。今回、工事が終わっていますけれども、見ていて、ちょっとあれかなと思ったんで。やっぱり業者によって、ダンプのドライバーってみんな違うから、その2点。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

請負業者は内田組で、下請で上尾市内の別の業者が入っております。

基本的に、町から業者には、過積載ですとか、周辺が狭い道もありますし、通学路等もございまして、スピードですとか過積載等がないように指導は、日頃からやっているような状況でございますし、また、今後もそういった指導はしていきたいと思っております。

以上になります。

○栗原恵子委員長 よろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 何で聞いたかということ、私の自宅の前の道路ですけれども、実際に伊奈町で、施工を行った業者が、長野県から来ていたんですね。下請、孫請であって、町内とか下請出す場合、忙しい場合は、そういう立場もあると思いますけれども、町内のことがどうなっているかなと思って、お尋ねしました。それと、指導してもらえるとということで。

委員長、関連でちょっとLEDのこと聞きたいんですけれども、よろしいですか。この道路に関係していますので。

〔「町道の中の防犯灯」と言う人あり〕

○佐藤弘一委員 そうそう、防犯灯で。よろしいですか。

○栗原恵子委員長 はい。

○佐藤弘一委員 議案には関係ないんですけれども、生活安全課長がおりますので、私、今日4時に、この間予算委員会で防犯灯のお話が出たんで、今日真っ暗なうちに確認しました。そうしたら、3か所ついております。

知りたいのは、その道路認定の前ということもありまして、今ついているのは、区でつけ

たのか、それとも、町でつけたのか1点。それと、これから例えば区でつけたのなら、町道認定で代われば、町の防犯灯になるわけですから、切替えがちゃんとしているかということ。なぜこれを申すかという、その団地は70軒、80軒あっても、私道で、これはつけられませんって、今まで条例で結構もめていた経緯があるんですね。だから、その件でお尋ねしたいと思います。

○栗原恵子委員長 生活安全課長。

○鳥海 博生活安全課長 質問にお答え申し上げます。

一般論として、今、設置してある防犯灯については、区、自治会などが設置したものだと思えます。町道ではないので、町が設置したということはないと思えます。

道路認定されると、道路上にある構造物については、この道路は町道になりましたということで、所有者に通知を出します。その後占有申請が出てきますので、現場を確認させていただき、必要であれば、防犯灯、道路照明灯について、設置していきたいと考えております。まだ、町に移管されておりませんので、今後の状況を見て、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 ですから、今、3灯ついていますがけれども、分かっていたら教えてくださいということで確認したわけですよ。一般論じゃなくて、担当でしたら、今すぐじゃなくてもいいんですけども、後で返事もらってもいいんですけども、これ、区でつけたんですねとかというのは、担当ならば分かるかなと思うんで。今までにつけるつけないという問題が、小針新宿だけじゃなくて、伊奈町全体で討議があったから、お尋ねしたんであって。

その前期やったときも、L型で1本は完成して、それは町道認定、前回もらったと思うんですね。すぐやれというんじゃなくて、工期が終わったとしても、それが区でつけたのであれば、今度はその辺の明るさというのは、行政の管理になれば、新たに現地確認して、何とかつけようとか、そういう方向性で確認していくのかなと思うんで。ですから、今回は、区で設置して、区が電気料なりLED払っていれば、今度は町に移管するのかなっていう確認です。

もう一点、それをお願いします。

○栗原恵子委員長 生活安全課長。

○鳥海 博生活安全課長 ご質問にお答え申し上げます。

町道認定されれば、占用申請が出てきますので、道路上となります。現在の所有者と打ち合わせを行う必要がありますが、町に全て移管されれば、当然町が電気代も払いますし、その照明灯の管理もしていきます。移管されない限りは、次へ進みませんので、それを今後、確認させていただいて、進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんか。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 それは今まで過去にそういう例があったんで、今後とも確認したりして、お願いしますということでございます。いろいろ経緯もあったし、これで、認定された場合は、行政の管理だと思いますし、地元の人もうきれいになって喜んでいるということ、理解しておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

答弁いいです。以上です。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 私も、このことについては関心持っているんですけども、この希望ヶ丘団地で寄附採納が進んで、これで最後の町道認定になるのか、寄附採納して、町道にしてもらおうという話が起きてから、何年ぐらいでこういう状況を迎えたのかということをお伺いしたいと思います。

町道認定されれば、どうのこうのというような、今議論があるかなと思うんですけども、ここのこの赤線のところが、公費が一銭も入っていない。町道認定されれば公費が入ると、そういうような、そう言わんばかりの理屈ですけども、そういうことでよろしいんですか。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

希望ヶ丘団地につきましては、平成26年度に地元、希望ヶ丘団地内の皆さんから町道化にして欲しいということでご要望頂きまして、平成28年度に希望ヶ丘団地での全体の基本調査をさせていただいております。平成29年度に2路線、測量設計をやりまして、その路線につきまして、平成30年度に工事を行い、2路線、認定させていただきました。令和元年度につきましては、今回認定をさせていただく路線ですけども、約160メートルの測量設計を行い、工事という形になっております。

あと、その他に2路線残っておりまして、その2路線が令和2年度以降というような形に

なっております。全体では5路線ありまして、全体の延長としますと約500メートルあって、今回のこの1路線を含めて、整備率は約62%という形になっております。

希望ヶ丘団地につきましては、分筆されておりませんでしたので、地元の方で、自宅の前をそれぞれ道路分と民地分とで分筆をしていただいて、その後、町で頂いて、整備していくというような状況です。残っている2路線につきましては、地元で分筆の作業をやっているということになりますので、それが終わり次第、令和2年度町が測量を行い、工事を進めていくというような形で今考えております。

以上になります。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 町道認定されれば、こういうこともできます、ああいうこともできますという理論を聞いているんですけども、この認定路線、認定する前から公費が入っているんでしょう。どういう説明になるんですか、それは。

少し分かりやすく言います。

希望ヶ丘団地の人が、自費でもってここを舗装しているんですか。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

認定は、今回させていただきますが、認定をする前に、町で全体の基本調査ですとか、測量設計等に、公費は入っております。それに基づいて、今回工事させていただいて、認定という形にはなっているんですけども、地元で、分筆等の準備をして、町に寄附していただけるというような条件がそろっていますので、同時進行という形で行っているような状況でございます。

○栗原恵子委員長 青木委員。

○青木久男委員 こういう路線のときは、町道認定してから工事をするのが筋だよ、これはどう見たって。というのは、私の近くにも同じような状況のところ、寄附採納する場所も近々こういう形になるところがあるんですけども、その私道ですよ、団地の中の。そこを1つ言われても、それは私道だから公費は出せませんというのが、基本原則ですよ、伊奈町はね。そうでしょう。

そんなこと言わないで、もうそろそろ町道認定が明らかに近いんだから、出してくださいよという、これも一つの筋なんですけれどもね。

町道認定されない前は私道ですから、そこに公費を入れるのはおかしいので、こういうよ

うな場合は、町道認定してから工事なりますというのが、本当だと思うんですけども、何でそこら辺、疑問とかがないんでしょうか。

というのは、一般質問でも私、私道のほうでまた質問しますけれども。

○栗原恵子委員長 土木課長。

○中本雅博土木課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的に私道は、個人というか、持っている方の責任において管理していただくというのが、原則ですけども、一般交通の用に供するというか、通り抜けができるようなところに関しては、どうしても通行に支障があるとか、危ないような場合、地元の要望ですとか、地権者の同意が得られれば、町でも、応急的な対策は多少取らせていただいております。

今回の希望ヶ丘団地につきましては、全て寄附採納で頂いてから行うというのが本来の姿ではあるんですけども、相続等の関係で、どうしても分筆とか、その所有権の移転、寄附採納の、手続に時間がかかるというところがありますので、今回、希望ヶ丘団地につきましては、同時施工をさせていただいております。

ちなみに、津地団地は、全て町になっておりますので、令和2年度から順次行わせていただく形を取らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○栗原恵子委員長 青木委員、よろしいですか。

○青木久男委員 了解しました。

○栗原恵子委員長 ほかにありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○栗原恵子委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第31号議案 町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○栗原恵子委員長 起立全員です。

よって、第31号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

ここで、執行部の退席をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を再開します。

次に、協議事項、その他に移ります。

局長、よろしく申し上げます。

○嘉無木栄事務局長 私から、皆様方へお願いがございますので、申し上げさせていただきたいと思います。

先ほど控え室でもお話しさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止ということで、現在のところ、議会については予定どおり行うということになってございますが、その際に、もし皆様方で体調が悪いとか、あるいは、ご家族の方でも体調が悪いといった場合には、無理して出席をなさらぬよう、よろしくお願ひしたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○栗原恵子委員長 次、議長、お願ひします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時38分

○栗原恵子委員長 休憩を解いて会議を開きます。

閉会の前に、副委員長より挨拶をお願いいたします。

○戸張光枝副委員長 長時間にわたりまして、お疲れさまでございました。

円滑な審議ができたことを感謝申し上げます。

ありがとうございました。

○**栗原恵子委員長** これをもって閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時38分